

福島区発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

様式14

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和3年度自転車利用適正化事業にかかる啓発指導員による自転車対策業務委託	放置車両確認事務	株式会社ソーシャルプランニング流	3,991,900円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	※別紙「具体的なかつ詳細な随意契約理由」参照	—
2	令和3年度福島区地域住民による安心・安全・快適駅前構築事業にかかる業務委託	放置車両確認事務	上福地活協	2,519,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	※別紙「具体的なかつ詳細な随意契約理由」参照	—
3	福島区広報紙「広報ふくしま」企画編集(令和3年5月号～令和4年4月号)	印刷・デザイン	株式会社産経新聞制作	2,855,600円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	令和3年度 大阪市福島区における新たな地域コミュニティ支援事業	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	14,427,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
5	令和3年度 福島区小学生学習支援事業業務委託	その他	株式会社トライグループ	13,832,720円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
6	地域の福祉活動サポート事業及ふくしま暮らし支え合いシステム事業	その他	社会福祉法人 大阪市福島区社会福祉協議会	15,222,680円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
7	令和3年度中学生被災地訪問事業	旅行	株式会社みちのりトラベル東北	1,742,400円	令和3年5月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
8	令和3年度「大阪市福島区民まつり」業務委託	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	389,456円	令和3年6月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
9	大阪市福島区役所住民情報業務等委託	その他	株式会社パソナ	158,161,052円	令和3年12月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

随意契約理由書

1 案件名称

啓発指導員による放置自転車対策業務委託

2 契約の相手方

株式会社 ソーシャルプランニング流

3 随意契約理由

政令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障がい者施設関係のうち福祉局長が公表する障がい者施設又は同政令に規定するシルバー人材センターのうち福祉局長が公表する(公社)大阪シルバー人材センター又は同政令に規定する母子・父子福祉団体等で子ども青少年局長が公表する母子・父子福祉団体等又は同政令に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設のうち、本案件(駅前放置自転車への日常的な啓発、自転車整理業務)の履行が可能であると、福祉局及び子ども青少年局より提示があった団体について、見積書を徴した結果、最低価格を提示した「ソーシャルプランニング流」と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

5 担当部署

福島区役所 企画総務課 企画推進担当 電話番号 06-6464-9906

特名随意契約理由書

1. 案件名称

福島区地域住民による安心・安全・快適駅前構築事業

2. 契約の相手方

上福地活協

3. 随意契約理由

大阪市では、平成 24 年度に「市政改革プランー新しい住民自治の実現に向けてー」を策定し、「ニア・イズ・ベター」という考え方のもと複雑多様化する地域社会が抱える課題へ対処すべき「公共」分野の拡大について、これまでのように行政が中心となって担うのではなく、行政、市民、地域団体、NPO 等と協働（マルチパートナーシップ）による取組みを進め、活力ある地域社会づくりを目指すこととした。その後、各区の特性や実情に即した更なる区政運営を進めていくため「豊かな地域社会の形成に向けた区政運営方針」を平成 27 年 2 月に策定、本市事務事業の社会的ビジネス化をコミュニティビジネス（CB）/ソーシャルビジネス（SB）の手法で促進することとしている。

平成 29 年度には「市政改革プラン 2.0」にて着実にスピード感をもって取組みを進め、地域住民の自立的な地域運営が行われる地域社会の実現をめざし、さらに、令和 2 年度には「市政改革プラン 3.0」においては、地域社会づくりと区行政の運営の両面において、ニア・イズ・ベターをより一層徹底し、地域活動協議会による自立的な地域運営の促進の必要があるとしている。

本業務は、これらの方針を踏まえ、JR 福島駅周辺地域における放置自転車など自転車利用の適正化を含め様々な地域課題解決に取り組むもので、地域の状況を熟知するメリットを生かし地域住民が啓発指導員として活動するほか、巡回時にたばこ、空き缶等のポイ捨てごみの回収、小学校登下校時に子どもたちの見守り、公園の防犯巡視なども実施するなど街の美観維持や安心安全なまちづくりに貢献する社会的ビジネスとして平成 26 年度より実施している。

契約相手方である上福地活協については、事業実施地域の住民で地域コミュニティを組織し、行政と連携して地域のまちづくりに関する活動を実践する地域振興組織であり、地域課題を熟知し、公共活動を組織的に担えるような住民団体等は当契約相手方のほかにはない。そのため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

福島区役所企画総務課（企画推進）

TEL : 06-6464-9906

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 福島区広報紙「広報ふくしま」企画編集業務

2 契約の相手方

株式会社産経新聞製作

3 随意契約理由

区広報紙「広報ふくしま」の作成に当たっては「誰もが読みやすくかつ誰もが読みたいと思う広報紙の作成」を基本理念としている。区民が求める情報・区として確実に届けたい情報をわかりやすく提供し、区民の区政への理解や関心を高めるきっかけとなるような魅力あふれる広報紙作成のためには、高度なデザイン等の品質が求められることから、選定の際に、民間事業者のノウハウや企画力を活かした高度で専門的な提案を求める必要があることから、公募型プロポーザル方式を採用し、選定における公平性、公正性、透明性の保持のため、外部の専門家を構成員とする選定委員会を設け、客観的な審査基準を定めた上で審査することとする。

学識経験等を有する選定委員による採点の結果、上記業者が品質的に最も優れた提案を行ったため、上記業者と地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号により契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福島区役所 企画総務課

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 大阪市福島区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本事業は、「地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援」が業務内容である。支援対象となる地域活動協議会の運営状況や、抱える課題はさまざまであることから、地域活動協議会からの多種多様なニーズにきめ細かく応えるために、高度な知識・技術や創造力、構想力、経験やノウハウ、応用力が要求される。したがって、区の現状を理解し、事業の目的を十分認識したうえで業務を遂行する必要があり、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、事業者の活動実績、企画力、本事業に対する意欲や取り組む姿勢など、その適性を多角的に評価する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、「一般財団法人大阪市コミュニティ協会」の評価点が一定の基準を満たし、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、「一般財団法人大阪市コミュニティ協会」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福島区役所 市民協働課 地域活動支援担当 (電話番号 06-6464-9743)